

土木森林環境委員会会議録

日時 平成19年10月5日(金) 開会時間 午前10時08分
閉会時間 午後3時25分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 保延 実
副委員長 山下 政樹
委員 前島 茂松 清水 武則 望月 勝 竹越 久高
鷹野 一雄 武川 勉 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 今村 修 林務長 若林 一明 森林環境部理事 入倉 基公
森林環境部次長 橘田 和正 森林環境部次長 土屋 正文
森林環境部技監 河西 正男 森林環境部技監 前山 堅二
森林環境総務課長 後藤 雅夫 循環型社会推進課長 佐野 芳彦
大気水質保全課長 石山 利男 環境整備課長 樋口 雅行
廃棄物不法投棄対策室長 横森 公夫 みどり自然課長 相沢 享
森林整備課長 岩下 正孝 林業振興課長 馬場 敏郎 県有林課長 小林 喜和
治山林道課長 渡邊 晴夫

土木部長 小野 忠 土木部次長 下田 五郎 土木部次長 丹澤 博
土木部技監 古屋 良夫 土木部技監 坂本 寛 総括技術審査監 秋山 孝男
技術管理室長 樋川 和芳 用地課長 飯室 博 道路整備課長 上田 仁
道路企画室長 小池 雄二 道路管理課長 小島 康夫 治水課長 中込 正義
砂防課長 河西 邦夫 都市計画課長 手塚 茂昭 下水道課長 山田 佳男
住宅課長 三枝 博 建築指導課長 望月 等

議題 第百三号 山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例
中改正の件
第百五号 山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例廃止の件
第百六号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環
境委員会関係のもの、第二条繰越明許費中土木森林環境委員会のもの及
び第三条債務負担行為の補正
第百七号 平成十九年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
第百十号 訴えの提起の件
第百十一号 訴えの提起の件
第百十二号 県道の路線の認定及び廃止の件
請願第19-6号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める
ことについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時08分から休憩をはさみ午後1時18分まで土木部関係、休憩をはさみ午後1時33分から午後3時25分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 土木部関係

第百三号 山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第百五号 山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例廃止の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第百六号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第二条繰越明許費中土木森林環境委員会のもの及び第三条債務負担行為の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第百十号 訴えの提起の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第百十一号 訴えの提起の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第一百十二号 県道の路線の認定及び廃止の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等

所管事項

(特定公共賃貸住宅について)

山下委員 特定公共賃貸住宅について伺います。特定所得者向けの公営住宅のほかに、特定公共賃貸住宅があります。国の経済対策か何かで一生懸命やりましたが、残念ながら、あまり入居していない現状のようですが、この住宅の目的と県内の整備状況についてお聞きします。

三枝住宅課長 特定公共賃貸住宅は、公営住宅の入居対象とならない中堅所得者層に地方公共団体が供給する住宅をいまして、収入金額が20万円以上の者を対象としています。本県では平成7年度から平成14年度にかけて整備を行いまして、現在、6市3町に13団地、232戸を管理しています。

山下委員 普通の県営住宅とまた違って、少しグレードが高いというか、もう少し余裕のある人が入れると伺っていますが、制度の特徴をお話してください。

三枝住宅課長 特定公共賃貸住宅はまず中堅所得者層を対象にしているということ、また、制度的に、入居を一番ためらう理由でもありますが、建物が経過年数とともに古くなるにもかかわらず、入居者負担の家賃が毎年一定の3.5%ずつ上がっていくところが少し隘路になっているかと思っています。

山下委員 上昇しているのですね。公営住宅に比べて、家賃はどうなっているか教えてください。

三枝住宅課長 公営住宅と特定公共賃貸住宅の制度の違いがあります。一概に比較することは困難ですが、塩部第一団地の例で申しますと、特定公共賃貸住宅81平方メートルの場合の最低家賃は85,400円、また、塩部第一団地の中にある公営住宅については、71平方メートルの最低家賃は31,400円で、2倍から3倍の差があります。

山下委員 今の家賃のところに戻って、入居者負担が毎年一定の率、3.5%上昇するとのことですが、ひたすら上昇していくのですか。

三枝住宅課長 初めは入居者の負担を少なくするために低目に設定しており、市場家賃に届くまでの大体10年ぐらいの間上がります。

山下委員 最初に私がお話ししたように、たしか50%ぐらいしか入っていないと思いましたが、入居率は今、どういう状況になっていますか。

- 三枝住宅課長 平成19年8月31日現在、管理個数232戸に対して、入居は97戸で、入居率は41.8%という状態です。
- 山下委員 約50%ですから、少し寂しいですね。先ほど言ったのが今年の数字でしょうけれども、ここ数年の入居率は、当然、少し異動があると思いますが、その数字を教えてください。
- 三枝住宅課長 建設した当初は90%ほどありましたが、平成17年度末の入居率は123戸で53%、18年度末は102戸で44%と、年々入居率が低下している状況です。
- 山下委員 残念ながら、大体、世間に言われているとおりですね。年々空き家が増加している原因はわかっていますか。
- 三枝住宅課長 地域によっては地価の下落に伴い、民間賃貸住宅の家賃が全体的に引き下げの傾向にある中で、制度上、毎年一定の率で入居者負担が上がることにより、特定公共賃貸住宅の家賃が割高になっていることが原因であると考えています。また、最近では甲府市の中心地に分譲マンションの建設が進んでおり、特定公共賃貸住宅の家賃で住宅ローンが十分組めるということで、持ち家志向が高まっているということも影響していると思っています。
- 山下委員 今、原因を述べてもらい、当然、県もそれなりに、空き家にならないように一生懸命、努力を講じていると思いますが、どんなことをやっていますか。
- 三枝住宅課長 県のホームページや住宅供給公社のホームページ、また住宅情報誌などを活用した広報活動や、公営住宅の入居者のうち、20万以上の所得のある方に対して、住みかえのあっせんを行ったり、季節によって変動するわけですが、何といても、公営住宅への入居待機者が800人から900人いる中で、この入居待機者の解消を図る上からも、公営住宅への転換を図ることが一番抜本的な解決策となろうかと思い、今年度に入り、国と公営住宅への転換について交渉を行っているところです。
- 山下委員 要するに、そこが言いたかったわけです。今、山梨県の県営住宅待機者が大体900人とされています。結局、戸数がたしか100幾つあいているということですね。となれば、やはり賃貸の金額が高いからなかなか入れないということが大体明白になっているわけですから、これはかなり前から、特別委員会か何かでかなりいろいろな試みがされているとは聞いているし、私もたしか、委員会で2年ぐらい前に質問させていただいたと思いますが、やっぱりそろそろほんとうに考えていかないと、新しいものをつくっていきましようといっても、財政もなかなか厳しいですね。
- 国土交通省もやはりただ単に、「はい、わかりました」と言うわけにもいかないでしょうし、建物も若干広がったものも、ずっと全部が画一的じゃないと思ったんです。若干広いものもあると思いますが、その辺はどうなのですか。国土交通省とどういう協議をして、また、向こうが何を言っているのですか。
- 三枝住宅課長 今年度に入り、国土交通省関東地方整備局と、公営住宅への転換について

具体的な協議を始めたところですが、80平方メートル以下が公営住宅の整備規準であり、80平方メートルを超えるものについては公営住宅と区分されません。それで、現在、80平方メートルを超える特定公共賃貸住宅については、まだ面積規準等の関係でなかなか協議が難しいところになっていますが、それでも、80平方メートル以下の特定公共賃貸住宅については、目星として今年度中に、今までの協議の中で100戸程度を目標に転換を進めていくことで国土交通省と事務的な協議は整っております。

なお、一定の目安としては3カ月くらいですが、現在、特定公共賃貸住宅に入居している方々の部屋については、入居者が退去した後、募集したにもかかわらず入ってこないとなれば、過去の状況からも、その空き家はなかなか入居がない状況だと思しますので、その辺を見きわめながら、空き家が継続しているところは、なおかつそれに上乗せして、公営住宅への転換を図って、現在、800人から900人の入居待機者に対して、少しでも緩和できる方向で進めています。

山下委員

とにかく、建物も老朽化していけば腐っていきますし、我々の税金を使って建てたものですから、できるだけ早くそういった空き家対策をしていただいて、入っていただけるようお願いしたいと思います。

それで、姉齒氏などが大きな社会問題になって、構造計算書の偽装問題という、今まで考えもつかなかったことをやっていて、ほんとうに全国のマンション購入者の方々が大変苦しんでいるということで、いわゆる欠陥住宅というのが大変大きな社会問題になっています。たしか、平成12年に住宅品質確保促進法ができて、その後、姉齒氏から始まる、構造計算書の偽装問題が出て、住宅購入者を守るため、本年5月に住宅瑕疵担保履行法が制定されたということです。私もあまり聞きなれない言葉でしたが、この法律は多分ご存じだと思うので、知っている範囲で教えてください。

三枝住宅課長

平成12年に制定された住宅品質確保促進法では、新築住宅の屋根とか柱とか土台とかはりなどの基本構造部分については、10年間の瑕疵担保責任が義務づけられています。しかし、先ほどおっしゃいました姉齒氏やヒューザーなどの関係で、耐震偽装問題を契機として、倒産などがあり、売主が十分な資力を持っていない場合、住宅の所有者がその改修等に際して不安定な状態に置かれることが広く認識されましたので、新築住宅の売主に対して、欠陥が発覚しても確実に補償できるだけの資力確保を売主に義務づけるということで、この5月に住宅瑕疵担保履行法が制定されました。具体的には、売主は、保険加入か、法務局への補償金供託のいずれかの選択をするよう義務づけられ、販売後10年以内なら、経営破綻しても補修費が確実に支払われる仕組みとなっています。

山下委員

姉齒氏やヒューザーの問題で、要するに、マンションを買ったときにとんでもないことをしたから、保険などでできるだけお金を積み立てておいて、それを使って、要するに、修繕費が出るということですよね。我々にしてみれば大変ありがたい話ですし、そのくらい普通なのかもしれませんが、その金額を含めて施工業者や不動産会社が大変だと思いますので、質問させていただきますが、売主は保険への加入か、法務局への補償金の供託を選択することができるかと先ほどお話がありましたが、どれくらい負担をしなければならず、また、欠陥が発覚した場合、どの程度の補償が受けられるのですか。まだ法整備がはっきりしていない部分もありますが、わかっている範囲で教

えてください。

三枝住宅課長

この法律が実際に動き出すのは21年の秋からということで、まだ国土交通省で細部を詰めているところです。今のところ情報収集した範囲ですが、保険加入の場合の保険料及び補償額については、現時点ではあまり詳細が決まっていませんが、補償金の供託については、それぞれの売主の規模に応じて、供給戸数に応じて決定すると聞いています。

また、参考として、現在、任意加入の保険が同じような格好で行われていますが、その場合の保険料は、1,600万円の戸建住宅の場合、1戸8万円程度となっています。また、補償するような状態になった場合に、売主が経営を存続していれば、補償費の8割程度、破綻した場合にはほぼ全額が購入者に支払われるようになると聞いています。なお、姉齒氏やヒューザー等のように故意、重過失が原因である欠陥補償については保険の適用外となっていますが、国としては、これを救済するために、売主等の保険料の一部から住宅購入者等救済基金を創設し、万一の故意、重過失の欠陥に備えることで、二重の安全装置を働かせています。

山下委員

これから建物を建てるときに、建築業者の人たちは、1,600万円で大体8万円ぐらいの保険にするか、供託を積むことになってきます。来年の秋以降のことであり、まだスケジュールなどが出ていませんが、県にとっても、我々県民にとっても決して悪い話ではない反面、建築業者、建築主の人たちが大変でしょうから、やはり告知していくことも重要ではないかなと思います。その辺は、どういう手続を具体的に進めていくのか、またスケジュールなども教えてください。

三枝住宅課長

この制度は平成21年秋から実際動き出すことになっています。この制度の開始に際して、国土交通省では、今年度中に具体的な手続を定める政省令を制定することとしています。また、来年度、国が本制度における保険の引き受け先となる法人を指定することになっています。

県としては、これらの制度の開始に向けて、やはり負担、責任義務が生ずる宅建業者や建設業者、また、救済の対象となる県民に対しては、いろいろな広報媒体等を通して周知し、この制度をよく理解していただこうと思っています。

竹越委員

特定公共賃貸住宅の関係で、公営住宅への転換というところをメインにお話されましたが、例えば、家賃の額に課題があるならば、公営住宅にすると、家賃がかなり下がります。だから、家賃について、それで効果があるかどうかわかりませんが、例えば、特公賃の家賃をどうするのか、少し下げるとは考える余地があるのかお聞きします。

三枝住宅課長

特定公共賃貸住宅を略して特公賃と言っていますが、市場家賃で特公賃を貸していますので、そういう意味では、一つの方法としては、不動産鑑定などに持って行って、家賃を実際の市場価格にすり合わせていくといいのですが、それほどには下がりませんので、やはり制度を変えて、公営住宅へ転換していくことになると思います。公営住宅の待ちが非常に多い中で、また、民間の賃貸住宅も空き家が多い中で、やはり、もともとの公営住宅の基本であります、生活困窮者、低所得者向けへの住宅供給に転換していきたいと思っています。

竹越委員 確かに公共がなすべきところは、いわゆる公共住宅部分に住まいの場を提供することが基本にあると思います。ただ、面積があって、また改造して狭くすればという話ではなくて、せっかくある広さのところですし、そういう中で、場所によっては、特公賃も結構需要があるところもあるようには聞いています。そういうところは、少なくとも公営住宅にすれば、収入が絶対的にはかなり下がる面もあって、工夫、考える余地があるのかなと思ったから聞きました。

三枝住宅課長 今、特公賃が232戸ありますが、当面、今年中の目標としては100戸程度、転換しますが、現在100戸程度入っています。将来的にも、全部、公営住宅に転換するということではなく、特定公共賃貸住宅への需要も一定数は考えられますので、その辺は配慮した中で公営住宅への転換を進めるということで、特定公共賃貸住宅全部を廃止するという考えはありません。

(仮契約期間中に指名停止を受けた場合の取扱いについて)

竹越委員 別な話で、議会の直前だったか、当局から仮契約期間中の指名停止を受けた場合の取り扱いでご説明いただきましたが、定めた経過について、改めて説明をお願いします。

丹澤土木部次長 9月26日だったと思いますけれども、委員の皆様のところへ個別に職員がお伺いして、「仮契約期間中に指名停止を受けた場合の取扱いについて」というペーパーで説明させていただきましたが、改めて、この場で説明させていただきます。

委員会で本来、説明してからというのが筋だと思いますが、9月26日時点で皆様のところへ個別にお伺いしてご説明申し上げたのは、12月に、約9億円の峡東流域下水道の浄化センター、水処理施設を議会承認案件で上程させていただく予定になっており、期日を逆算しますと、どうしても9月中に公告をしなくてはならないということで、公告前にご説明に伺いました。その案件は9月28日から公告をさせていただいています。

その考え方については、ご承知のとおり、2月議会へ提案して撤回し、5月の臨時議会の土木森林環境委員会で議決していただきました、新青崖トンネル建設工事の契約締結の経緯を踏まえ、これを決めました。

このペーパーの経緯をごらんいただきますと、「本県の取扱いとその問題点」ということで、本県の現状がどうなっているか、その問題点があります。本県では、議決を要する工事契約案件で仮契約期間中に指名停止を受けた場合の取り扱いについて、公告文の中や仮契約書中で、あらかじめ定めてはいません。

取り扱いを特に定めていない場合には、「知事は本契約に向けた議案を提案する法的な義務がある」と解され、履行しない場合には、損害賠償義務が生じると言われています。

相手方に著しく信義に反する行為があった場合や、相手方の責任で債務の履行が全く望めなくなった場合には損害賠償することなく、契約解除ができるとの説もありますが、具体的な解釈が確立してはおりません。

一方、仮契約まで済んでいるとはいっても、指名停止中の者と契約を締結することに対する疑問、反発が県民の皆さんの間で生じる可能性もあるといったことが、問題点としてあろうかと思えます。

他府県についてはどうなっているかということですが、仮契約締結後、議決までの間に指名停止を受けた場合の取り扱いについて、契約を解除すると

あらかじめ定めているのが16府県です。これは昨年の12月時点での話です。その後、この6月に東京都は、環状道路のシールドトンネル工事の411億円という工事について防衛施設庁の談合で、JVの5社がほとんど引っかけたということで、あらかじめ定めていた仮契約時の取り決めに従って、議会上程してある仮契約を取り消したという事実があります。この時点では、東京都は16府県の中に入っていないんですが、これは増えている傾向にあると思っています。

これら府県では、原則として、指名停止、即、契約解除としていると思われます。表現上は「できる」とか「するものとする」となっていますが、「この場合を除く」といった規定にはなっていません。政令市においては、「軽微な事由による停止措置を除く」としている例もあります。具体的には横浜市などがそうです。

これらを踏まえて、本県において今後どうするかということですが、やはりこの2月の議会のような事態は避けるべきだということで、指名停止と仮契約解除の関係をあらかじめ定めておきたいことから、問題点等を踏まえて、どういう観点でということですが、一つは、仮契約解除の基準を明確にしておきたいということです。指名停止になった場合には発注者は契約解除ができるということだと、発注者の裁量があまりに大き過ぎて、少し乱暴になってしまいます。

それから、反社会的行為、社会的信用を失墜する行為と軽微な事故とを分けて考える必要があります。反社会的等というのは談合や暴力団の関係などです。社会的信用を失墜する行為の中には粗雑工事なども当然含まれます。それと、軽微な事故を全部同一に扱っては少し問題があります。

3番目ですが、契約解除によって失われる利益も考えざるを得ません。というのは、5億円以上の議会承認案件は、県にとっても県民にとっても非常に重要な工事です。ほとんどが国庫補助金絡みということで、工期がおくれることによって、国庫補助金を億単位で返還しなくてはならない事態が発生します。また、災害関連工事で効果の発生がおくれるということで、住民の皆さんが不便を生じることも考えられます。

それらを総合的に考慮した上で、これからの公告文、仮契約書中には、次のとおり、明記しておくこととしたいということであり、太字で書いてあるところでもありますけれども、一つは、落札者、共同企業体にあつてはその構成員が仮契約期間中に県から指名停止を受けたときは、仮契約を解除し、本契約を締結しないものとする。これを原則とする。ただし、工事関係者事故に係る指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。3番目に、指名停止に基づく仮契約解除にあつては、県は損害賠償の責めを負わないことをあらかじめ明らかにしておきたいということです。

ここで、2週間以下のものという期限を設定したのは、1カ月以上のものは大体が避けようと思えば避けられる話がほとんどです。法令を遵守する、粗雑工事をしないということです。粗雑工事とか暴力団とのつき合い、あるいは、書類を偽造して入札に申し込んだり、建築業法に違反した届けをするといったことは、避けようと思えば、完全に避けられる話です。

事故については、必ずしも注意をしても、完全に避け切れない場合もありますが、1カ月以上の事故というと、死亡事故の場合には、工事関係者事故であっても該当します。工事関係者以外の公衆損害事故、つまり一般の方々に迷惑をかけた事故の場合には1カ月となります。その中で、2週間の工事関係者事故は、実は指名停止で定められている中で一番短い期間です。

2週間というのはあと2種類あり、契約違反も軽微なものは2週間からと

なります。しかし、契約違反は避けようと思えば避けられる話ですから、それは外しました。それから、暴力団に県の発注工事に不当介入されたときに、警察や発注者に届けをしなくてはならないとなっており、それをしない場合も2週間の指名停止ですが、やっていただければいいことですから、これも除外します。残った、工事関係者事故の2週間のものについては、何億円の補助金の返還や、効果の発動がおくれて、県民の皆さんが迷惑をこうむるといふことの比較考慮の上では、これは外してもいいのではないかと考えて、2週間で線を切らせていただきました。

以上のとおり、9月28日に公告を出した12月議会上程の峡東流域下水道の案件から、この公告案を採用させていただきました。

竹越委員

いずれにしても、2月の委員会が議会で投げかけられて、議会も実際、大変困ったわけです。最終的には撤回をしていただきましたが、そういう意味では、きちんとここでやっておくべきだとは思っています。

例えば、2週間以下と、軽微は軽微の程度があるから、それはわかります。そのとおり、何でも解除するわけにはいきません。でも、議会にかかる議決案件の中に仮に2週間以下の指名停止のようなものがあつたときには、説明もきちんとしてほしいと思います。どうしても瑕疵があるところも簡単に通してしまうからですが、きちんと丁寧に説明して、議決するにはそれらを明らかにするように要請しておきたいと思つています。

土橋委員

仮契約中の指名停止の話の中で、最初の仕組みのところを伺いたいと思つています。例えば今、電子入札で少し聞いたりしましたが、待ってましたとばかりに早く出しておいて、決まったら、1万円の違ひだったという話も聞いて、次には、最後のギリギリに出してみるかといつたら、落ちてしまったという話も実際に聞いたことがあります。例えば、電子入札などで入れますね。それは何人かのパスワードか何かでなければ最終日まで絶対に見れないといつたしっかりした制度は確立されているのでしょうか。

丹澤土木部次長

ご承知のとおり、本県はこの4月から、基本的に公共事業の入札は全部電子入札にしました。電子入札にしてどういうメリットがあるかといつますと、業者の方がわざわざ入札会場にお見えになってごたごたする、お互いに手間がかつた部分の省略化と、やはり、秘密の保持といつた面で、電子になって特にメリットが大きいと思つています。

本県の場合、予定価格については事前に公表していますから、これは秘密ではないわけですが、どなたが入札に参加したかについては、指名の場合は、ある程度、関係者はわかりますが、一般競争入札の場合には、県の関係者自身も開札まで基本的にはわからない状況です。途中で、業務上の説明がつく事由以外に機器操作をした場合にはその記録が残り、後日調べれば、不当な処置をしたことも判明できるので、電子入札に関しては不正行為は起こり得ない状況にあります。

(昭和町土地区画整理事業について)

鷹野委員

一般質問で知事からも丁寧な説明をいただきましたが、改めて質問させていただきます。前提として、委員長のお許しをいただきまして、資料を配らせていただきます。

今、お手元に配らせていただいたものは、国土交通省の国土技術政策総合

研究所都市計画研究室長の「都市計画法等改正の本当の意味」という記事ですが、私もこのことについて問いただしてみたいと思っています。

記事にあるように、2006年5月31日に都市計画法が改正され、この中では、「今般の都市計画改正法は『まちづくり三法』という呼び方で、マスコミなどでは中心市街地の商店街の再生を目的としたものであるかのように報道されている。『中心部の中小店舗 v s 郊外部大規模店舗』という、とてもわかりやすい構図である。しかし、それは余りにステレオタイプな見方と言わざるを得ない。実は、今回の都市計画法等の改正は、中心商業地の再生が目的ではない。それに相当するのは、中心市街地活性化法のことだ。さらに言えば、大規模店舗の抑制が目的でもない。そう言うと、驚かれる方、反論される方がいるかもしれない。だが、事実はそうだ。

考えてみてほしい。都市計画制度は、一般則である。わが国には様々な形態の都市があって、中心市街地の再生だけが価値観のすべてではない。商業地として再生が困難な中心市街地も、数多くある。それに、郊外で生活している人もたくさんいるのだから、都市計画は郊外居住者の利便も考えなければなるまい。少なくとも『中心市街地の中小店舗の利益を擁護することを目的に、中心市街地以外の地域における土地所有者の権利を制限する』ということに都市計画の規制が用いられるならば、それはいわゆるレント・シーキング(参入阻止等による権益維持行動)に陥っており、公正な政策とは言えない。都市計画は、事業者間の競争に対しては、中立的であるべきであると述べられています。

前提整理としてはそのような考え方の中で、まず、建築物の議論が、都市計画法の観点から逸脱していないかととらえていますが、これについてお答えください。

手塚都市計画課長 建築物が違反していないかということでしょうか。

鷹野委員 まちづくり三法のもとで進められている都市計画法の中で、今、調整というか、事業がストップしている状況で、都市計画法の観点から見た場合、逸脱した行為ではないかととらえているということです。

手塚都市計画課長 具体的には昭和町が要請している件だと思いますが、国の中心市街地の活性化の部分と今回の法改正については違います。全くリンクしないかといえ、リンクしないわけでもないですが、人口減少や少子高齢社会の到来を背景として、郊外へと拡大する方向に進められてきたまちづくりを、ある程度、集約的なまちづくりにして、今まで都市部にかけてきた都市基盤整備への投資をもう少し有効的に使おうということも踏まえた中で都市計画法が改正されていると理解しています。

それから、中心市街地の活性化は、あくまでも中心を活性化するということです。今、各県庁所在地を見ますと、どこも、昔から見ると、大分さびれているため、中心市街地を活性化しようということ。そういう面で、全くリンクしないということはなく、リンクする部分もあります。

今、都市計画法の観点から、昭和町の要請については逸脱していないということですが、常永地区で計画する商業施設の立地が非常に大規模なものであるということでこれは再三再四お話ししていましたが、昭和町を超えて、非常に広い地域に交通混雑を招いたり、中心市街地の活性化も阻害するなど、あくまでも都市計画上問題が生じると判断しており、そういう点で、昭和町に対しては、都市計画上の管理という点から、適性な見直しを要請している

ということです。

鷹野委員

今までの答弁と同じ形で承りましたが、いずれにしても、発生交通量が多く、交通渋滞がある等々で、いったん整備した道路整備等に影響があることも一つの要因として挙がっているわけです。それについても、交通誘導という手段もあると聞いており、発生交通量を交通誘導等によって回避できるのであれば、許容範囲の中で容認すべきだと思いますが、このことについて、町と県ではどのような協議をしていますか。

手塚都市計画課長

この問題については、鷹野委員から本会議でも、交通誘導策でクリアできれば容認してもいいのではないかと質問があり、それに対して知事も、具体的な対策が提案された場合には、それがどの程度混雑解消に効果があるかどうか検討したいと述べています。

交通渋滞を解消するために、例えば、今言いました交通誘導や、長い右折レーンの設置、あるいは、敷地内に車を入れて収容させるような、いわゆる長い車待ちをあくまでも敷地の中に入れておけるような場合、それから、よくやっていますが、シャトルバスの運行などです。ですから、簡単な話をすれば、甲府なら甲府駅、国母なら国母駅、常永なら常永駅から、来るお客さんをすべてシャトルバスで運べば、プラスの自動車交通量が生じないわけです。このようにいろいろなメニューがあり、それを機能回復策と呼んでいますが、こういった具体的な対策が町から示されれば、当然、私どもが協議して、それがどの程度の車を減少するかという評価、検討はしていきたいと考えています。

ただ、今回の問題は、交通問題が処理されただけでは解決せず、ほかにも幾つかの都市計画上の問題があるということで見直しの要請をしていますので、それも含めて総合的に判断しているということになるかと思います。

鷹野委員

これも答弁いただいた内容とほぼ変わらないわけですが、いずれにしても、町や地権者の主張を一切受け入れない状況で現在に至っているわけです。このまま対立構図がある中で進展しないと、町や県も、スピード感を持って対応するという方向性も若干おかしくなると思っています。

広域調整のあり方についても、よその県は、ある程度、ガイドラインや基本趣旨みたいなものを既に出しているようです。例えば、岐阜県の都市計画における広域調整手続に関するガイドラインとか、岐阜でも、都市計画における広域調整手続に関するガイドラインなどがありますが、本県の場合は、特にその辺がよく見えません。

あわせて、公平な観点から見た場合、第三者機関などの意見を伺うことも当然必要だと思います。第三者意見となると、都市計画審議会、近隣町村の意見聴取は重々わかるわけですから、逆に言うと、都市計画審議会は早く聞いてもらって、そこで議論することも一つの手法だと思いますが、いかがでしょうか。

手塚都市計画課長

まず、広域調整の関係でガイドラインがないということですが、確かに今のところ、その部分は法律にのっとり、知事が同意する場合については関係市町村に意見を求めるという仕組みでやっています。ガイドラインについては、8月に関東ブロックの課長会議があり、その中でも話が出ましたが、去年の11月に施行された法律ですから、関東ブロックではまだ準備段階というところが多く、特に、我々のところではそういう事態は生じていませんが、

例えば、広域調整をする場合に、県内の都市計画区域では長野県に対してどうするかとか、どういう場合に広域調整で関係市町村に意見を聞くかといったガイドラインは幾つか考えられます。まず私どもは、当面は、該当するケースもないということですが、いずれはつくっていかなくてはならないと思っています。

次に、第三者機関というのは、都市計画法に基づいて設置された、都市計画審議会があります。これは山梨県が都市計画を決定するときに、都市計画審議会の議を経ていかなければならず、都市計画の内容がある程度固まり、これで進んでいくときに、その審議会を活用して処理することが法律上の手続の流れになっています。ですから、何でもかんでもそこへということは、基本的にはあり得ないわけであり、あくまでも決定権者である県が、ある程度自分たちが納得した中で、これを第三者として、都市計画審議会に付議して、審議していただくというスキームになっていますので、何か問題が生じたから、そこにすべて判断してもらおうというようなものではないと考えています。

鷹野委員

県によっては、県が主体となって広域調整しているところと、市町村が主体となり、県はあくまでも仲立ちとして調整する機関と位置付け、まちづくりを基本とする各市町村に意見があれば、それに対して意見調整をするところと、それぞれの県によって、手法が違うわけです。具体的な話が本会議でもありましたが、ある市では反対とか、ある市では慎重にといった基本的な内容について、何が慎重なのか、どういうことが懸念されるのかという部分は一切公表されていません。そういうケースが今後出てくるかどうかわかりませんが、あった場合にはやはり同じ段取りを踏まなければならないわけですから、第三者機関をぜひ設置すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

手塚都市計画課長

今、委員が言われたのは、その場合に市町村間でお話をするケースもあるんじゃないか、そういうことをやらせているところもあるんじゃないかということだと理解します。当然、本県においても、ガイドラインはないですが、基本的に、自分の町だけということではなく、例えば、都市計画道路にしても、自分のところで決めても、そこから先の計画がなければ、当然行けないわけですから、少なくとも関係する場合は事前の調整をしていくわけです。当然しなければならぬことだと思っています。それをあえてやれとか云々というのは、市町村の独自の考えもありますので、そこまで県がするのはどうかと思います。

我々が行っているのは、あくまでも都市計画法に基づく、昨年11月30日から施行された、いわゆる広域調整と一般的に言っていますが、町の決定に対して知事が同意する場合に、要は、1つの市町村だけで進んでしまったら、周りの関係の市町村はわからないため、法律に基づいて、今回の甲府市、中央市に対し、関係の3町村に意見を求めていたという経過ですから、これからあえてそういう機関を設けることは今のところ考えていません。

鷹野委員

委員長、もう1点、資料を配らせていただいてよろしいでしょうか。

保延委員長

はい。

鷹野委員

今、お手元に配付しました資料は今朝の新聞です。「隣の立川へ県内客流出も」「大型店次々」ということで、県外施設開設ラッシュ、客の県外流出

にさらに拍車がかかる可能性がある、内容的にはこのようなことです。やはり地域間競争ではありませんが、県レベルでも、このようなことは当然、調整機能としても出てくることもあり得ると考えてよろしいでしょうか。

手塚都市計画課長 調整といいますと、いわゆる商業調整的なことでしょうか。

鷹野委員 諏訪にしても、隣の東京都にしても、県外はこのような形で大型店が進出しており、山梨県は今、これらのような大きな店舗はない状況で、大型店については、ある意味、後発県に該当すると思います。その中で、よそは地域の中でまちづくりもとらえた中で、抑制ではなく、中心市街地に大規模店を誘致しています。やはり抑制したり、誘致もしながら、まちづくりというのは進めていくものであると思います。

そんな中でこういうことが他県事例で出てきますと、やはり山梨ばかりが抑制することがほんとうに山梨県の魅力ある町の一つとして良いことなのでしょう。これがすべてではないです。一つとして、こういうこともやはり積極的に検討することが必要ではないかという中で、県外にそういうものが出た場合はトップレベルで調整機能は働くのでしょうか。

手塚都市計画課長 今回の質問は商業的な関係になりますので、どちらかという、私どもが所管している部分ではありません。今、私たちが考えているのは、あくまでも都市計画上の観点からですので、商業間の云々という話ではなく、基本的には、都市計画上問題があるという提示をさせていただいています。当然、その中には、核となる、甲府駅を中心とした甲府中心市街地も無視できない部分があります。市街地ということで、要するに、商業を擁護しているということで、甲府中心市街地ととらえています。最初に申しましたように、商業がこちらへ行くのがどうだこうだという商業振興的なことについては所管していません。

鷹野委員 それなら、昭和町の場合は区画整理事業でやっているわけで、中央市の8.2ヘクタールのスーパー街区、片や、昭和町は8.3のスーパー街区ということで、都市計画上の問題だけを言えば、やはり区画整理はどんどんやったらどうだとは言えないのでしょうか。

手塚都市計画課長 今回の質問は区画整理事業だけ早くスタートを切ったらどうかというお話だと思いますが、今の区画整理事業は、まず現状が、地域は基本的には建物を建てられない、いわゆる市街化調整区域といっています。そこを市街化区域にしないと、まず区画整理も何も始まりません。市街化区域に編入するためには、そこをそのままエリアだけ、線だけを引いて、今度は増えましたということにすると、昔のいわゆる乱開発、未開発になって、整序した地域にはできませんので、一つの担保として、そういうところを区画事業整理等を活用して面的に整備して、市街化区域にしていきましようということです。これにつきましては都市計画上の問題ですべて関連していますので、都市計画事業だけ先にやっていいことにはならず、一体として考えていますので、区画整理事業だけ先にやるということとはできないと考えています。

鷹野委員 となりますと、スーパー街区自体の8.2ヘクタールや8.3ヘクタールについて、要は店舗面積の4万8千平方メートルがいかげなものかという議論で、それについて今、規制がかかっているということですね。それが白紙

になれば、区画整理自体は認めてもらえるのですか。

手塚都市計画課長 白紙ということはないということでしょう。大きな商業施設がないということなのか、それとも、規模がもっと縮小ということなのか、いずれにしても、我々が求めている都市計画上の問題がないということであれば、当然、都市計画の手続はこれからも進めていくということで理解していただければと思います。

鷹野委員 知事からも区画整理はぜひ頑張ってもらいたいというお答えをいただいております。逆に言うと、そこにおさまるものが懸念されるということで、今、都市計画審議会に付議されることなく、とまっていると理解していますが、いかがでしょうか。

手塚都市計画課長 基本的には、委員がおっしゃったとおり、規模が大き過ぎて、非常に周辺の交通混雑を招くとか、あと一つは、中心市街地への影響などもありますので、都市計画上、問題としている点が解消できる規模以下であれば、そのまま手続を進められると思っています。

鷹野委員 今は少し光明が見えた感じもします。交通量の問題がある程度回避できれば、非常に大きな前進があるかと思いますが、ぜひ方向性を早目に決めて進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

手塚都市計画課長 この問題については、常日ごろから、地域当局とも、交通量の問題など、食い違っている部分もありますので、その考え方の相違を述べるなど、いろいろとやっています。どういう形で進めていくかも含めて、私どもも協力してやっていますので、協議できる形も多々ありますが、そのまま引き続き、迅速に対応して、私どももこれが早期に解決されて、早く事業着手できるようにと願っています。今の段階では、我々が一度、再要請という形で出しており、町からの適正な見直しの回答を待っている状況ですので、ぜひ町からも早急に出していただきたいと考えています。

坂本土木部技監 基本的には、常永地区は市街化調整区域です。市街化を抑制する区域の中から、市街化区域へ入りたいということになりますと、相応の基盤整備を行う必要があるということです。その相応の基盤整備とは、一般的に考えると、中央市でやっている医大南とほぼ同じような型なら、県としても、区画整理事業はよろしいと考えます。

ただ、きわめて大規模な商業施設ということで、倍以上のものが計画され、それも区画整備事業と一体になっています。そうすると、それがわかっているながら区画整理を許可した場合には、次の段階で、地上の構造物はどうするのかといえ、一体になっているものを切ることができません。計画が今、わかっている段階で、上の規模を適正なものに見直していただき、それによって、いわゆる中心市街地と周辺市街地、ならびに、交通などの都市構造にそれほど影響を与えない規模であれば、確認できるのではないかと考えています。

今の区画整理事業の計画そのものは、ある面では広域交流型の区画整理です。県が考えているのは、地域自立型と申しますか、市街化をその区域の中で促進できるならばいいけれども、ほかからどんどん集客すると周辺に影響を及ぼすので、もう少し工夫をしていただきたいということですので、そう

いう組み合わせができるなら、町と一緒にどんどん協議を進めていきたいと考えています。

鷹野委員 技監からも話が出たように、ぜひ工夫を町にもお伝えいただいた中で、何しろほんとうに早くお願いしたいというのが心情ですから、土木部長、ぜひ何とか早くできる体制をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小野土木部長 知事も答弁で答えたように、土地区画整理事業は、昭和に限らず、都市計画の手法としてはまことにすぐれた手法だと我々も考えていますので、成功させたいと考えています。そういう意味で、この問題を早期に解決して、できるだけ早く区画整理事業が完成するように、私どもも町と協議する中で進めていきたいと考えています。

(中部横断自動車道について)

望月委員 中部横断道の全般について、今回、測量費に2千4百万円の補正が出ました。増穂以南から静岡県境の間については、増穂以南から富沢インターまでが直轄方式、富沢インターから静岡県境までが中日本道路の管轄になると思いますが、測量費の補正2千4百万円の説明をいただきながら、全線に対する測量状況をお聞きします。

小池道路企画室長 今回予算に計上しています測量費ですが、まず新直轄については、測量関係はすべて国がやっています。中日本については、用地測量や補償調査等は県で受託する協定を結んでいます。今回、測量関係が当初、6千6百万円ほどでしたが、9千万円ほどになるため、補正で約2千4百万円を増額させていただきました。具体的にこの区間ですが、現在、増穂インターを過ぎて、富士川のあたりまで市川三郷町の管内は、六郷インターまでを中心にして、測量を行っています。

望月委員 用地取得の関係ですが、六郷、南部町地内で、20年度にかけて用地買収も一部始まっていると聞いています。その場合、直轄方式分の用地買収の進捗はどのようになるのですか。

小池道路企画室長 現在、直轄関係は、用地測量等、一部を除いてほとんど全区間に分けてやっています。その中で、昨年、約8千平方メートルほど、南部のインターの中野地区ということでやっています。現在、測量していますが、中野地区については具体的に県が受託を受けて用地を一部取得しており、9月末ぐらいでは、新直轄については全体で1万5千平方メートルほど用地を取得済みです。

望月委員 今のインターの関係ですが、富沢インターの管轄は中日本になるのか、それとも、こちらの直轄になるのか、まだ地元の人にもよくわかっていません。すごく流動的なやり方で、今度、手前へ動いてくると、静岡県側も中日本道路の管轄になるという話、また国土交通省のアクセスの関係もありますが、当初は山梨県寄りのものにアクセスできるというのが、今度、大分南へずれて、国道52号とのアクセスも位置づけが変わってくるという状況なら、その管轄が中日本道路か、直轄の関係になるのか、富沢インターのアクセスの

関係を教えてください。

小池道路企画室長 ちょうど富沢インターで、新直轄と中日本の区域が分かります。ですから、当然、インターが変われば、そこで境界も変わることになっています。ただ、そこに行く、アクセスの、国道52号からの取り付け道路については国がやると決まっています。まだ、もちろん正式にここになるという報告を受けていませんので、とりあえずそのくらいのご報告になります。

望月委員 インターとアクセスの関係は大体わかったんですけども、やっぱりその場合のアクセスも下へ、国道52号へのアクセスの関係も、かなり住宅とか、農地とか、バス停のところを通る状況が出てきています。それらの状況について、事前の地元への説明会の計画は持っていますか。

小池道路企画室長 国と中日本の合意が大体できたということで、近々、地域の皆さんに対して、こういう計画になっているとお示しすると聞いています。そんなに時間はかからないと聞いています。

望月委員 今回の関連で、今度は中日本道路の静岡県に向かったの部分ですが、その用地取得の状況がわかりましたら教えてください。

小池道路企画室長 現在、中日本については、先行で増穂インターのところの用地買収をやっています。それから、先行区間ということで、六郷インターまでの測量等やって用地を取得する予定であり、富沢インターから静岡県については来年、山梨県で測量の受託をいただき、進めていく段取りになるかと思えます。

望月委員 それらの状況がある程度わかってきましたら、地元へも事前にはっきりと報告してもらいたいと思います。今言ったような話で、地域では空を飛ぶような、相当大きい話が飛び出して、地主さんたちが、あちらに土地を確保しているとか、移転の話が出てくるから、向こうへ確保しているといった状況が出ています。それらが後で違ったという部分があると、また地元でもそうした騒動が起きないとも限らないから、事前にそれらの報告をお願いします。

(新山梨環状道路について)

鷹野委員 一般質問の中でも前向きな答弁をいただいておりますが、環状線南部区間の高架下駐車場の件と、またあわせて、歩道橋について、もしスケジュールを具体的にいただければ、お願いします。

小池道路企画室長 まず小井川駅の駐車場の件ですが、実はこの構想はまだ検討が始まったばかりで、これから具体的に、南部区間が平成20年度末に完成する予定で、今、工事が進捗していますので、それをめどに、高架下の有効活用をしようと考えています。特に小井川のところでは、小井川駅のすぐ近くを高架が通りますので、その下の有効活用ということで、パークアンドライド的なものがあるということで、検討が始まったばかりです。これからは公安委員会や、当然、身延線の管理者のJR東海、また、地元の人と協議して、具体的にどういう構造で何台ぐらいとまるかなどを検討して、21年4月にできればと考えています。

上田道路整備課長 新山梨環状道路の三村小学校への通学路については、昨年の秋、ここへ多くの子供が通っているの、歩道橋とか、安全対策についてはどうかという話が県にありました。また、この6月に地元の方からもお手紙をいただいたりしましたので、本格的に検討を始めたのは今年の6月です。

そして、7月に三村小学校のPTAの臨時総会において、横断歩道橋をつくってほしいという意見があり、その検討の結果、構造的には可能だとお答えしました。その意味合いは、当然、本線が立体になり、その側道を走っていますから、その間を歩道橋ということになります。その高さを建築限界といいますが、それが2.5メートルとれないことには、歩道橋の設置は現実的な対応としては無理です。たまたま三村小学校の通学路付近については高さがありましたので、歩道橋について構造的には可能だとお答えしました。ただ、具体的に歩道橋はどんなものをつけるかについてはまだ地元の協議が整っていませんので、これから、どんな歩道橋をどうつけるかについて中央市教育委員会や公安委員会と協議していく予定になっています。

今後の予定ですが、まずそのことが整うということと同時に、歩道橋の形式によっては新たな用地買収が出てくるだろうと思っています。当初、歩道橋の設置を予定していなかったため、新たな用地買収が出てくる構造になるのかもしれないので、そこについては地元の了解が必要になってくるということ、また、公安委員会との協議ですが、歩道橋をつくったところには横断歩道はつくれないというのが公安委員会の基本的なスタンスです。一般的に学童、小学生は歩道橋をお行儀よく渡ってくれますが、一般の方が渡ってもらえるかどうかとか、事故などの問題がありますので、まだ公安委員会とは何回も協議して行って、また、現地の確認をしていく作業があると思っています。

私どもとすると、平成21年3月に南部区間を全線供用したいと思っていますので、できればそれまでに間に合わせて、子供の安全も図りながら、スムーズに供用されればと考えています。

主な質疑等 森林環境部関係

第百六号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第二条繰越明許費中土木森林環境委員会のもの及び第三条債務負担行為の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第百七号 平成十九年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第19-6号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求めることについて

意見 採択
 討論 なし
 採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

(環境公益林整備事業について)

山下委員 環境公益林整備事業についてですが、いわゆる県有林と民有林が半々ぐらいあり、木の需要も年々なかなか薄くなっている中で、民有林に対してなかなか手が入れられない状況で、いよいよ去年から県がこの事業を始めたということですが、もう一度改めて、この事業の概要をご説明ください。

岩下森林整備課長 通常、間伐等の造林保全事業は国庫補助金、県の補助金で行われていますが、この事業の場合は、従来の補助金の分を環境公益林整備事業、それから、この事業については補助金の残りの部分32%については、県で単独で交付金として交付しており、県で補助する分を支援事業という形で呼んでいます。

この事業の対象の森林としては、保安林を除き、それからもう一つは、森林の3区分の機能の中で、木を売って、そこから収益を上げるという経済的な機能を除き、いわゆる公益的な機能を果たしている森林の中において、木が非常に込み合っている、もやしのように非常に細い木がある、曲がったりしているような形質の悪い木が多い森林については、公益的機能が著しく低下しているということで、何とか健全な森林に育成するため、事業の対象にしています。こうした森林において、30%を超える強度の間伐を行い、林内に光を入れて、下層植生を増やすということです。

事業は森林組合や民間の事業者が実施することにしており、この事業実施の際には、森林所有者、事業者、市町村、県の4者でお互いに役割分担し、それぞれの役目を果たしながら、整備していこうという協定を結んでいます。

もう一つの大きな特徴は、全額公費で整備するということです。所有者に対する一定の制限をお願いしており、10年間は皆伐の禁止、転用禁止をお願いしています。さらに、所有者から誓約書をいただく中で、20年間はこういった機能が損なわれないようにとお願いしています。

山下委員 この事業が多分2年間で終わることはなく、もう少しやっていただけないかと思しますので、何年規模でやっていくのか、またどれぐらいの面積までやりますという計画の全体を教えてください。

岩下森林整備課長 この事業は18年度から実施していますが、18年度にまず、全県の民有林の人工林を調査しました。その結果、民有の人工林5万7千ヘクタールのうち、資源循環林や保安林を除いた森林が3万7千ヘクタールになっています。これらを対象として調査した結果、約1万6千ヘクタールが荒廃した森林と判断しました。

その時点では、18年度からおおむね4年間で4千ヘクタール程度の間伐をしようということで進めており、事業着手年度は5百ヘクタール、それが

ら、今年度は約千三百ヘクタールの間伐を行うこととしています。今後も、こうした森林の公益機能を確保するため、事業をできるだけ効果的なものとして進めていきたいと考えています。

山下委員

4年間で4千ヘクタールですね。荒廃した森林が1万6千と言いましたから、4分の1ですね。

整備するのはほんとうにお金がかかるものですが、そうやって手を入れなければ、森は死んでしまうということですから、やっていかなければなりません。いずれにしても、県も大変一生懸命、今度は民有林もやれそうだといいことですから、ありがたい話だと思っています。

次に、県産材の需要拡大についてお伺いします。私は非常に認識不足で、後でいろいろお話を聞いてわかりましたが、県産材と外材は、てっきり県産材のほうが高いかと思っていたら、今は外材のほうが高いんですね。実際、県産材と外材はどのくらい差があるのか教えてください。

馬場林業振興課長

県産材、また外材につきましても、同品質のものということになりませんので、厳密な意味で、どちらが高い、どちらが安いということではないと思います。例えばカラマツの値段ですが、外材の県内の価格は把握していませんので、全国統計になりますが、合板用のカラマツなどでは、1立方メートル当たり2万円を超えているのに対して、県産材では1万円程度です。杉だと県産材は1万円程度ですが、通常取引されている米松とか、米ツガでは2万円から3万円ということになっていますので、物によっては、ほんとうに倍近い差があります。そうでなくても、完全に県産材の値段は、外材に引張られていて、今年の前半あたりまで若干上昇して、今はまた値段が落ちてしまっているところもあります。そういうのも外材がかなり急騰したことがあり、それに引張られて、県産材が上がったということですので、値段的にも大分下ですし、価格決定権も外材というのが実態だと思います。

山下委員

全国というと、なかなか難しいし、品物によってもいろいろと違うと思いますが、県産材をほかの県のものとは比べたら、安いのですか、高いのですか。

馬場林業振興課長

何をもって比べるかというところがありますが、端的に申し上げて、ほかの県と品質に大差があるわけではありませんので、正直言って、今、県内の市場で取引されているものは全国製品に比べて若干安いのは事実です。これも品物が悪いということではなく、全国的に見れば、吉野などのブランド物がありますので、そういうものの平均からすると、若干下回るのかなというところ。例えば、カラマツなどでは、全国平均に比べて、やはり少し高いということもありますので、これも、物とか、また時期によって、かなり変動しますので、全体的に言えば、全国と比べて大差ないと考えています。

(森林環境税について)

山下委員

この前も、やはり量的な部分の安定供給も金額に非常に影響してくるのではないかという話もお伺いしていましたが、ただ、極端なことを言えば、そんなに材料が変わらなくて、値段が本県のほうが安いのに、何で売れないのかという話になってしまいます。だから、その辺は組合のものもありますし、いろいろな部分があるかと思えますから、特にこの場でどうのこうのというつもりはありませんが、そういったものを、やはりつくるほう、売るほう、両方が一生懸命やっていかないと、値段が上がってきません。

値段が上がれば、当然、木材生産者に利益が出てくるわけで、そうすれば、また少しでも、山に力を入れましょう、間伐をしましょう、下刈りしましょうという話になってくるのではないのでしょうか。そうすれば、今言うように、我々の税金を使わなくても、みんな、民間で山をきれいにしてくれればありがたい話ですから、やはりその辺の仕組みをほんとうに考えていかなければなりません。木をつくるのは10年、20年かかる話ですから、簡単にはいかないと思いますが、そういったところもトータルの中で考えていただきたいと思います。

次に、我々が委員会でも視察してきました岩手県は、環境税を5年間の時限ということでやっています。大変、先進的にやっています。税金をとって、山を間伐して、その間伐材をペレットにして、また、ストーブもつくって、それを材料に使ってもらうという、そこまで全部循環でやっている県です。

いずれにしても、山梨県が国内最大のミネラルウォーターを産出しています。これは表なども皆さんに後でお見せしてもいいですが、これを見ても、生産量が断トツです。しかも、新潟県、富山県や石川県など、去年、おとしぐらいから環境税を導入したりした県がどうなのかということ、ミネラルウォーターの生産量は大したことはありません。しかし、急激に増えているには増えています。去年、今年の部分ではないですが、2年前から比べて、倍近く増えています。

そういうふうに生産量が増え出している県は、既に環境税を一生懸命導入しようとして、山を守ろうとしているわけです。山を守ろうということは、要するに、いろいろな部分もあるかもしれないけれども、本県などは、これだけ多いミネラルウォーターの生産量を持っているなら、多分、ミネラルウォーター税も、当時は2億円ぐらいの税収と言われていましたが、今年などはミネラルウォーターの生産量がものすごく増えているだけに、私は正直言って、10億円近い税収が得られたのではないかという気持ちを持っていますし、まだまだこれからどんどん増えていくと思います。

税金がとれないにしても、山梨県は8割が森林の県で、しかもそうやって、ミネラルウォーターの産出が断トツの日本一となっていれば、これもまた一つの県としての売りです。売りということは、山梨県の宝ということです。

いろいろな新聞記事などを見ていると、最近、森林の経済価値を見直そうとよく言われています。県産材にしてもそうですし、水をとっていくといったものもやっぱり必要で、そういうものにお金をかけていかないと、ほんとうに山梨県の宝は富士山だけですかという話になってしまいます。

本会議では総務部長が、税の話ですから、あっさりとお答えになりました。あの発言を聞いていれば、「あなたは総務省の人間なのか、財務省の人間なのか、どちらなのか」と聞きたくなりますが、それは多分、いろいろな政治的な部分があるからなかなか難しいですが、名前はどうかとしても、ほんとうに森林環境税など、森林の保全に使っていくお金を森林環境部自身が考えていかなければ、どこの部署が考えるのかという思いです。

ですから、税の問題は確かに税務課かもしれませんが、でも、やはりほんとうにそういうことに皆さん方が一番直結しているわけです。商工の人たちが森のことまで考えてくれません。やはりそういうものはこの場で一生懸命、思いを少しでも出していかないと、我々県会議員が一生懸命、税金をとるとしても、我々だって政治的な部分があります。私は大いに賛成しようと思っていますけれども。

こういったものは県の財政を含めて、森というのは、木というのは、山というのは、山梨県の財産なんだ、経済価値をもっと高めましょうという思い

の中で税金をとることに、私は県民の人たちがそれほど抵抗があるとはあまり思えませんけれども、そんな思いもあります。いかがでしょうか。

今村森林環境部長 本会議で、森林環境税については答弁させていただいています。本県からの森林の恩恵が、水源涵養を通じて、下流都県にも及んでいることから、その生育にかかる費用負担のあり方について議論する中で、今後も研究してまいりたいというご答弁をしているところです。

事業を執行していく立場としては、財源があればあるに越したことはないわけですが、県全体の財政の中でこれをどういうぐあいに分けていくかというのは、やはり基本的には財政運営の話だと思っています。与えられた財源の中で、これは可能な限り、誠心誠意、事業を遂行していくのが私どもの役割だと思っていますので、基本的には本会議で答弁させていただいた内容にさせていただきたいと思えます。

森林環境部として、さまざまな検討もしていかなければならないことは事実で、ほかの県が25県ほど、税を始めている状況は承知していますし、これも本会議でお答えしていますが、他県が25県やっているからといって、本県がどうするかというのはまた別の問題だと思っています。

税に行く前に、やはりできることはないかということで、先ほど山下議員からもお話がありました環境公益林整備支援事業について、財源はいろいろ問題がありますが、企業局の水力発電の利益をいただき、それを財源にする中で事業を進めています。また、大勢の県民の皆さんが参加する中で、森林に対して、いろいろな作業をお手伝いできないかということで、先般は、森づくりコミッションという組織も立ち上げさせていただきました。また、企業の森という、企業の皆さんも、社会貢献活動の一環として森林へ入って、森林整備をお願いするという取り組みをいろいろさせていただいている状況です。

また、県民の皆様からは、百円とか5百円とかというレベルだと思えますが、現在、緑の募金という形で、各ご家庭からご寄附等もいただき、緑化推進機構で事業を進めています。また、緑の基金というものがあります。これもやはり森づくりの事業をしていこうということで、県、市町村ばかりではなく、大所を、県民の皆様、また、企業の皆様から基金を募り、約10億円以上になっていると思えますが、その利子でいろいろな事業に取り組みせていただいています。

こういう状況も踏まえながら、できるだけ、県としても、森林環境部としても、工夫しながら、森林整備に取り組んでまいりたいと考えています。山下委員のご意見については、総務部へ伝えさせていただきたいと思えます。

(生ごみの再資源化について)

山下委員 次に、生ごみの再資源化について伺います。私の住んでいるところが一生懸命やっているからというわけではないですが、大いに進めていかなければいけないことだと思います。

ごみのリサイクルについては、紙や瓶や缶などを中心に全県で一生懸命取り組んでいただいていると思えます。ただ、やはり焼却するエネルギーが、生ごみは特にリサイクルに非常に力が要ります。私の住んでいる笛吹市は、市長さんが大変お好きなので、一生懸命取り組んでおり、県からいろいろな支援をいただいていると伺っていますが、市町村にどういうことをやっているのか教えてください。

佐野循環型社会推進課長

市町村のごみを減らすための取り組みについては、県では、平成18年にごみ減量化山梨モデルという、有効な抑制方法、あるいは選別、分別について、モデル的なものをお示しして、こうしたモデルに基づいた市町村による事業に支援を行っている状況です。

その中で、平成18年度には、笛吹市石和町内での戸別収集と生ごみの分別収集、また、山梨市での指定袋の導入に対して支援させていただいたところです。いずれの取り組みについても、生ごみを含む可燃ごみが1割以上減少する大きな成果を上げています。

また、現在、国の支援ですが、頑張る地方応援プログラムというものもあり、これは地方独自のプロジェクトに前向きに取り組む市町村に対して、交付税措置や補助金の優先採択が行われるという事業ですが、現在、笛吹市のバイオスタウン構想や、山梨市、韮崎市、甲州市、甲斐市、昭和町などで、生ごみを含めた資源リサイクル推進のためのプロジェクトにつながっており、今、減ってきている状況です。

山下委員

なかなかこういうものに関しては、必ず県がしっかりやるという話ではなく、基本的には市町村が自分のところで一生懸命やる、県がそれを応援していくという話ですから、県がいけないとか、いいと言うつもりは全然ありません。

ただ、そうはいつでも、県が当然、指導する立場にいるわけですから、その辺は進めていかなければいけないということがあります。今言うように、燃料化などに向けて再資源化したものを、笛吹市もそうですが、今度は流通をどうしていくかというところが、笛吹市も含めた自治体が難しくなる部分があります。先に流通の部分があるわけですから。そうはいつでも、ある程度の量にならないと、県が一生懸命指導しても、流通として成り立っていない。「何だ。実施しても、大したことがないじゃないか」という部分です。

ご存じのように、新聞にあるように、笛吹市といっても、全体ではなく、とりあえず石和温泉は、当然、宿泊客からの生ごみが大量に出ますから、それをまとめてやりましょうということで、ある程度の量が確保できるという話です。

先ほど言われた市町村の中に、残念ながら、甲府市が入っていません。人口が20万人で、基本的に一番多く、必然的に一番量の多いところが何でやらないのか。そんな指導はされているのでしょうか。

佐野循環型社会推進課長

県が助成した事業でしたので、笛吹市と山梨市の例を出させていただきましたが、確かにそうした中で、一般ごみの減少には非常につながるということで、効果があるということです。したがって、先生が今おっしゃられたように、特に人口の多い都市部で積極的な取り組みが行われますと、やはりごみの減量化には大きな効果が期待できますので、県も、ごみ減量化山梨モデルの提示を今後とも町村に積極的に進めたり、あるいは、情報提供、あるいは、環境保全活動支援事業費補助金を今回、県の6月補正で創設させていただきましたので、こうした支援事業も含めて、ごみの減量化に向けて、特に人口の多い市による具体的な施策がさらに推進されるように積極的に取り組んでもらいたいと考えています。

山下委員

別に甲府市を矢面にしているわけではないですが、基本的に、これから笛吹市やいろいろな市町村が生ごみのリサイクル化などをやっていこうというときも、やはり量が安定してこない、なかなか大きな形になりにくい部分があります。基本的に甲府市の人口が一番多く、生ごみが一番多く出るとは間違いないと思うので、そういうところが中心になってやっていくのも、これからの一つの大きな流れだと思います。小さなところが一生懸命、細々とやっているのではなく、そういうこともやはり県が先頭に立って、これから大きな計画を立てていく中に、ぜひとも甲府市にも一緒に入っていただいて、一緒に進めていただきたいと思います。

それで、当時、総務大臣だった菅さんが、頑張る地方応援プログラムということで、市町村が手を挙げて、一生懸命こういうことをやりたいというのを国が応援するというので、笛吹市は幾つかの項目の中に環境保全という部分の認定を受けて、県にもいろいろご指導をいただいているところですが、甲府市もおわかりだと思いますけれども、そういうところを市町村によく教えていくこともやはり指導の一つだと思いますので、ぜひともお願いします。

(森林の整備について)

土橋委員

先ほど山下議員から出た岩手県の話の中で、岩泉町へ我々全員で行ってきましたが、岩泉町が思い切り誇りを持っているのが、森林のCO₂の吸収源としても、自分の町を自分たちで何百億と評価して、ほんとうに威張っていました。

その後に私たちが、森林セラピーロードを見せてもらいましたが、「あっ、始まったな」というのが道路を走っていて、一目でわかりました。その前まではつるがあり、下草がたくさん出ていましたが、いきなりきれいになり、それが中途半端な広さではなく、走っても走っても、例えば、ほんとうにイノシシがいれば、全部体が出てきてしまい、恥ずかしがるくらい、下草がきれいになっているところがありました。その頂上まで行くと、そこが公園になって、我々も散歩をしてきました。その先に行くと、ちょっとした湖がありますとか、ここで牛を飼っていますというところが、ほんとうに公園みたいにずっと広く整備され、下草もとてもきれいになっていて、これがCO₂削減をする吸収源としての価値を出しているゆえんだと感じながら見えました。

山梨県も今、これだけのことをやっていますと言いますか、ここへ行けば、それがわかるころがありましたら、宣伝してもいいと思います。確かに、今、報告を聞くと、予算をとってこれだけのことをしています、民有林の4分の1を整備しますという話は聞きますが、例えば、どこかの国から来ても、県から来ても、県外から観光客が来ても、「こういうところが山梨ですよ」と威張って言えるところが実際にあるようでしたら、教えてください。

岩下森林整備課長

環境公益林の整備事業をはじめとして、一般の造林事業、あるいは、保安林の事業など、整備事業を中心にしていますが、どちらかというと、主として山の奥地で、しかも、かなり分散していますので、今のところ、なかなか1カ所を大規模にと申し上げる状況ではありません。県下各地で行っています。

土橋委員

私の中で感じるのが、猿などによる農産物の被害など、いろいろなところで話が出ていますが、ほんとうに岩泉町は町ですけども、そこへ行ってみると、先ほども言ったように、イノシシがいても、恥ずかしくて、どこ

に隠れたらいいかなぐらいに整備されています。間違いなく岩泉町も猿もいる山だと思いますが、きれいになってい過ぎて、猿がいれば見えてしまうぐらいに整備されていました。そういった整備も、例えば、目立つところから始めるのも大事なことだと思います。整備に対する理解を得るためにも、山奥でよくわからないところを整備するという事では理解を得にくいとも思いますので、よろしくをお願いします。

(県有林の活用について)

望月委員

国でも、特に森林の再生に力を入れてきました。私は、森林セラピーの関係で6月議会の委員会で、規模は小さいと思いますが、武田の杜で遊歩道を整備するといった話を聞きましたが、今の話を聞いていると、全県的に広くて、奥が深く、山の中にそういう施設があるにはあるけれども、どこか具体的に出てこないという話がありました。今、私が見まして、南部町の石合の森は県有林がすばらしく、道路や林道が完備されています。

自然の川もあり、森林浴を楽しめるすばらしい県有林なども、杉の木的人工林の中でおそらく県下一だと思えます。そうした中を、川のほとりとか、自然の清流も含めた中で、県有林の中でおそらく何カ所か、森林セラピーの一つのモデル地域にできるところがあると思えます。

県有林の活用方法ももう少し考えていただいて、さらに、これから県外、国外から観光に来る方もいると思えますから、そうした中で、環境のすそ野の中で、県有林をもう少し、森林セラピーや森林浴体験、森林体験ができる施設にしていっていただきたいと思えますが、そういう計画は県にはありませんか。

小林県有林課長

6月の議会で森林セラピーなどを武田の杜でモデル的に行おうということで、遊歩道や林内の整備についてお話をさせていただきましたが、工事をちょうど発注して、積極的に行おうという段階です。基本的に、森林文化の森の区分けにある15の中で、アクセスや既設の施設などが、ある程度完備されているところから、まず優先的にやっていきたいと考えています。石合の森についても、一般の森林整備も兼ねて、森林の見本林としていきたいと考えていますので、ぜひ皆さんに利用していただけるようにと考えています。

望月委員

石合の県有林は、これから中部横断道もできたり、静岡空港もできたり、また、富士山文化遺産の関係もあり、非常に立地条件のいいところで、観光バスが十分入る道路もあるし、また中にはすばらしい温泉もありますが、それを現在活用していなくて閉鎖状態です。ああいうところを生かしてもらって、外国や県外から来た子供たちも含めて、体験学習ができる施設を県でも考えながら、観光面に生かすようにしていただきたいと思えます。

また、針葉樹の針広混交林化の研究ということで、国からの100%補助の事業でやると聞きましたが、この事業も、実のなる木を人工林の中に植えることで、昔のように、山の上にドングリやカエデなどの木の実が落ちて、それを鳥獣が食べていけば、おそらく人里まで出てこないと思えますが、そういう目的もあって、こういう研究が国からの補助事業として出たのか、それとも、何か違う考えで出たのかをお聞きします。

後藤森林環境総務課長

針葉樹の針広混交林に対する研究については、今の先生のお話のような面もありますが、基本的には、水源涵養など、広く、森林が公益的機能を向上

させるための改善技術の確立の一環という意味があり、具体的には、人工林の中で、針葉林の中に自然の力の中で広葉樹も成長させる方法を研究するのが今回の眼目になっています。

望月委員

樹木の中の、ある程度樹齢がたったものの中でやる場合と、試験的に、小さい苗を人工林の中でやる場合とで、実際に光を当ててやるといった状況の中で、実際の県有林や民有林へ持っていったときに、樹齢を経たところで、実際に活用できるのでしょうか。今言った水源の問題もあると思いますが、人工林で杉の木はそういう水源涵養的な役目を十分果たしていると思います。

針広混交林の中に鳥獣の餌となる実のなる木をつくって、山の奥で被害を防ぐという考え方もあると思いますが、樹齢を重ねた山林へ持っていった場合にどうかという研究も兼ねているのですか。ただ苗を植えて、混交林をやってみた結果だけを見ているのですか。そうではなくて、将来的には、波及効果とか、荒廃した山林に広葉樹を植えて、山林の整備にも当てるといことですか。

後藤森林環境総務課長

今回は、かなり細かく焦点が絞られた研究になっていますので、いわゆる針葉樹をどれくらい伐採すると、自然の力で広葉樹が成長するかというパターンで、それから、針葉樹の中にある程度広さを設けた場合に、動物等が運んでくるような種子の自然のサンプル状況などを調べて、それを水源涵養等の水土保持機能を有する森林整備での涵養技術として活用していく目的で研究することとしています。

(林道の整備について)

望月委員

次に、林道についてお聞きします。今、非常に荒廃している山林の管理の中で林道の問題が出てきます。県有林はかなり林道も県で手を入れてくれていると思いますが、民有林の場合、林道を開設するときにはある程度補助もありますが、後の維持管理が利用者負担ということも出ています。

特に林道の場合は、コンクリートなどの舗装ができないケースがあり、雨の後など、林道が非常に荒れてしまい、車も入れない状況が出てくる中で、林道は各市町村から出てくるものだけを対象とするのか、それとも、県下の山林の状況を見ながら、民有林の場合は、ここはこういうことで何本ぐらいという計画があって、事業数の予定を組むようになっているのでしょうか。

渡邊治山林道課長

基本的には、地域森林計画があり、開設すべき路線、あるいは、改良を必要とする路線が定まっています。予算の枠などもあります。まずは市町村営林道であれば、市町村が次年度以降にこういうことをやりたいというものについては、基本的にはそれを妨げることはありませんので、採択要件に合致して、国補でとれる部分であれば、当然これは国補事業になると思います。

ただ、今、新規に開設をする路線は市町村営では極めて数が少なくなっており、記憶している範囲では甲府市営と旧芦川村営程度だと思います。あとは、局地的に、改良や舗装が若干ある程度です。いつときよりは、財政的な問題もあり、いわゆる林道にかかわる市町村営の部分は大幅に少なくなっていることは事実です。ですから、ほんとうに単発的に、部分的に路面の舗装をすとか、小規模な改良的なものは、今、それぞれの市町村が自費でやっていたらという状況です。

望月委員

財政状況の厳しい中で、県でも、市町村に対する補助金も大変だと思います。また、木材単価も低いということで、山林への関心を持つ山林経営者も非常に収入が少ないということで、できるだけ自分たちの負担を軽減してくれるなら、林道もつくったり、また維持管理も多少なりとも協力してもいいということですが、今は山林の価値がないときです。

市町村も財政状況が非常に乏しい中で、今、近隣の南部町もそうですが、森林組合等も考えてくれていますが、山林所有者の関心が薄れてきており、また、後継者もないということで、非常に厳しい状況です。県でも財政上厳しいと思いますが、できるかぎり、市町村への援助、または応援をしてもらいたいと思います。林道の維持管理でも、そうした計画を県でも多少なりとも利益者負担でやっていただくような形に考えてもらえないかと思いますが、いかがでしょうか。

渡邊治山林道課長

事業主体と、あるいは守備範囲というところからしますと、やはりそもそも民有林といえますか、市町村営林道は市町村が管理者ですので、規模が大きく、大量で、舗装でも、国の補助対象になるものであれば、国補を投入していくということです。

少し論点が変わるかもしれませんが、森林総研などを中心に、作業道という形で高規格の林道をより補完して、作業の機械等が入りやすい状態を総研の研究員が考えて、実際に、作業道の作設士というものの養成もしています。要は、車が森林内に入るということが、高規格の道をつくるよりも、同じ金を使うのであれば、少しでも延長が伸びる状態、林内への路網の密度が高くなる状態のほうが望ましい部分もありますので、そういうことから今、総研でも研究しています。

(カツラマルカイガラムシの被害について)

竹越委員

山が赤っぽくなっていると、松くい虫かと思っていましたら、広葉樹がこのところ、私の地域では赤くなっているところがあって、聞けば、カイガラムシだという話を聞きました。松くい虫は対処の仕方がそれなりにわかっているようですが、必ずしもカイガラムシについては十分な認識、知識がないものですから、どうしていいのかという話がありました。カイガラムシの被害状況などを伺います。

岩下森林整備課長

峡東地域において広葉樹が枯れている現象については、私どもが現在つかんでいる状況から、カツラマルカイガラムシという虫が、ナラとか、クリとか、広葉樹にとりついて、樹液を吸うことによって、樹木の勢いが衰えて、枯れたり葉が落ちるというものです。平成16年ごろから出てきて、特に現在では、甲州市あるいは笛吹市といったところで、かなり広範囲に出ている現状です。

竹越委員

出ているのは結構出ていると思います。あまり経験がないというのか、どうしたらいいのかといった話があり、ほっておいてもいいのか、対処方法については何かお考えがありますか。

岩下森林整備課長

カツラマルカイガラムシの被害については、平成12年ごろから、まず県の峡北地域で発生して、平成16年ごろにかけて、約300ヘクタールの被害が発生しています。対処法ですが、まず、この害が出ますと、全部に関し

てではありませんが、天敵といいますか、ネクトリア・ココフィラという菌がこの虫にとりつくことによって虫を殺すということもあります。

それから、もう一つ、この害の特徴は、葉は枯れるけれども、樹木の本体が枯死するという例は非常にまれだと聞いています。したがって、翌年から翌々年になれば、また葉が落ちても、樹木のわきから葉が出てきて回復するというので、峡北地域においては、現在ではほぼ終息している状況です。

もう一つは乳剤系の薬剤散布がこの虫に対しては効果的だと言われていて、クリなどの果樹については、部分的に噴霧器で噴霧することが有効だと言われています。ただ、峡東地域の場合のように非常に広範囲にわたって被害が広がっている状況に対して、空中散布は水源の問題等もあり、なかなか困難な部分があります。これについては、県の森林総合研究所も含めて、原因の調査、あるいは、害の広がりの追跡も今年度は特に重点事項として取り組んでいますので、こうした取り組みをしながら、注意深く見守っていきたいと考えています。

(富士山五合目の違法建築物について)

竹越委員

今年は大変暑かったので、温暖化の影響もあるのかと思っていました。それはともかく、今のお話では、松くい虫のように、マツノザイセンチュウが入ってしまえば、切らなければだめというのでもないのでしょうか。でも、場合によれば、結構広範囲に赤く見えるわけで、「大丈夫だよ」と太鼓判を押せばいいですが、心配していますので、ぜひ森林総研などでも十分研究いただいて、対処法があればまた、地元にもぜひ普及していただきたいと願います。

次に、富士山5合目の五合園レストハウスについて、新聞記事が何回か載りました。それによりますと、そこは恩賜県有財産、県有地で、3月までは更新をしていたけれども、その後、更新をしていないということだそうですが、その状態は現時点でも続いているのかどうか、まず確認しておきたいと思います。

小林県有林課長

3月末をもって、鳴沢・富士河口湖との恩賜県有財産の賃貸借の契約が保留されている現状です。

竹越委員

その土地は県から恩組に貸して、また恩組から利用者転貸していると聞いています。その実態と、なぜ転貸という形なのか、説明をお願いします。

小林県有林課長

本体は、県と鳴沢恩賜保護組合で契約しています。恩組から旧勝山村ということで、一部が旧勝山村にあって、勝山村は今現在、富士河口湖町になっていますが、そちらから分割利用地であるレストハウス所有者に一部貸しています。もう一方として、旧勝山村を通さずに、保護組合から直接、レストハウス所有者が借りているという2本立ての契約になっているのが現状です。

なぜそうなったかといいますと、当初貸した部分については、旧勝山村という中で貸していきまされたけれども、過去においていろいろ問題になって、昭和44年当時、漫用で出た部分があります。その部分については、直接保護組合と契約している状況になっています。

竹越委員

転貸のあり方を問題にしているわけではありません。いずれにしても、県から直接利用している方にいろいろな影響力を及ぼせるということで理解

しておきたいと思います。

それで、3月までというから、半年過ぎました。なぜ今まで更新されずにきてしまったのでしょうか。

小林県有林課長 建物の増改築をする場合には、県に届け出て、知事の承認を得るという契約条件になっています。今回の場合、地下の中2階の増設については県に届けもなく、自然公園法や建築基準法、また、文化財保護法などの法令等に対しても届け出がなく、違反行為ということで、県では契約書を交わすわけにいかない状況です。

竹越委員 森林環境部の所管の中では、自然公園法があります。自然公園法でも違反というのか、適切でない事態があるからこうなっているのかと思いますが、その内容について教えてください。

相沢みどり自然課長

自然公園法におけるこの事例の違反は、少しややこしいので、先に説明させていただきますが、国立公園には公園計画があり、その中で、保護計画と利用計画に分かれています。一般に個人あるいは地方公共団体等が開発行為をする場合に規制がかかるのが保護計画の部分です。

今回の事例はもう一つの利用計画に当たる部分です。利用計画は、国立公園を利用する国民の皆さんの利便性を考えて、道路の整備や登山道の整備やトイレの整備、あるいは、崩落等の危険があれば、その防災施設等を整備するもので、今回の事例はその中の宿舎事業に当たるものです。基本的には、国が行うわけですが、宿舎事業のように、営利に絡むものは一般的には民間の方に国でお願いしてやっていたというのが実態です。

この事案についても、昭和34年2月にこの宿舎事業の認可を行為者の先代の方が受け、昭和59年、それから、平成6年に変更承認を受けています。このように、建物の構造等を変えるときには変更認可を受けると、法の施行令で定められています。今回はこの手続なしに、無断で改築したことが法令違反に当たる事実です。

竹越委員 利用契約を保留、更新をしないのはかなり強硬な手段、強行なやり方だと思っています。当初の賃貸借契約は割り合い丁寧に書いてあったりしますが、話を総合すると、もとは法律に必ずしも合っていない点があるから、利用契約も保留していると私は受け取っていました。でも、もとの法律の所管からのアクションがあまり見えないから、何でだろうという気が少ししたのですが、自然公園法でも問題があるとすれば、そちらではどういう対処をしてきたのでしょうか。

相沢みどり自然課長

公園計画についての所管は環境省にあります。そうはいつても、県の地元の意見は、みどり自然課が所管しており、連携をとって進めてきました。この事案についても、無断で増改築した事例についても、先ほど、法令の名前が挙げられた所管課との連携をとる中で県の指導方針をつくっており、それに基づいて、現状、増改築は認めない方向で指導してきました。約3年間の間に6回ほどの文書指導を行い、立ち入り検査等は7回ほど行ってきたところですが、その都度、指導に従うという返事もいただく中で、しばらくたつとなかなか約束が守られていないということで、何とか早急に元に戻すとい

う指導を強めています。

竹越委員

今までの話を聞いていると、長い歴史があるようには思いますが、それはそれとして、少なくとも、4月以降で半年ですから大変残念です。

これも記事の中に少し書いてありましたが、これは当事者の話とどうも食い違いがあるような話もあり、きっと是正措置を講ずる際のどこをどうするかということなのでしょう。オーケーだというレベルまではやってあるという話を聞いたこともあります。でも、今の話だと、文書でも指導しているというので、指導して、現時点ではどういう状況になっているのですか。

小林県有林課長

現在の状況ですが、五合園レストハウスについては、先ほどの公園計画で認められたもの以外はすべて違法建築物、増築物です。面積的には、今把握している状況では、125平方メートルの中2階が無断で建てられています。そのうち、先般10月1日に現地で県と環境省が確認したところ、廊下と部屋がありますが、その部屋の部分が撤去されていた状況で、おおよそ60%の撤去が確認されました。

竹越委員

県が悪いわけではないですが、一番いい場所で、世界遺産にもなるうかというときに、少し寂しいと思います。

小林県有林課長

判明したのが平成9年と大変古い話ですが、その間、文書指導と電話と現地確認とを何回もやってきました。そして、今までがそういう状態でしたが、今回初めて、一部撤去という指導に従ったことで、今後もさらに指導を強め、頑張っていきたいと思っています。

竹越委員

半年です。どこからどういう形でニュースになったのかわかりませんが、それが解決の糸口になったのかわかりません。そうでなければ、もっと長引いたのかわかりません。契約違反、法律に適合しないことがずっと続くのはやはりよくありません。くどいけれども、それはしっかりとした対処をしていただきたいのです。今の状態は利用権がないのです。そういう状況がこんなに続くことはやはり不適切ですから、もう一回、強い決意を求めます。

今村森林環境部長

この問題につきましては、確かに県有地の上という問題もありますが、一般の企業、会社がやっているものですから、企業にとっては、法令遵守は最低限守らなければならない原則であり、こういうものが守られていないことが特に問題だと思っています。これは県有地であれ、自分の土地であれ、同様であると思います。

まして、霊峰富士の5合目で事業を営み、先ほどおっしゃいましたように、世界文化遺産への取り組みをしている中で、自然公園法とか、文化財保護法とか、富士山を守ろうとする法律に違反すること自体、極めて遺憾なものだと思っています。

10年に一度、更新しますが、今年の4月が更新の時期でした。県からは、「これを撤去しなさい」という通知、また、環境省からも通知が出ています。私も、それを守らない限りは、契約の更新はできないという基本的なスタンスであり、事業者に対しては強く反省を求めたい気持ちでありますし、今後もしこのようなことがあれば、強い決意で臨まなければならないと考えています。

(森林環境税への取り組みについて)

前島委員

ミネラルウォーター税の問題に山下先生も少し触れましたが、なかなか審議会の答申の結果も不調ということで、前向きな取り組みが非常に難しく、棚上げになっている状況です。今、全国的にも、非常に森林環境税の取り組み、あるいは、緑環境税という言い方で、全国の都道府県が県民の皆さんに、地方分権の思想を高める流れの中で、自分たちのふるさとの山、ふるさとの森林資源、緑資源を大事にしていこうではないかという意識の高揚を含めた県民税の取り方がある程度の県がやっています。例えば、高知県、福島県、長崎県、大分県、宮崎県、愛知県、山形、奈良等々が、金額は5百円もあるだろうし、3百円もあるだろうと思うけれども、まず県民を挙げて、我々の山の自然の恩恵、森林を保護、守りながら、大きな取り組みの思想の高揚ということに取り組んでいращるようになります。

私はミネラルウォーター税の論議の出発は、まず我々県民がほんとうに山を大事にし、森林を大事にし、自然から出る湧水を大事にしていくという県民の取り組みを前提に高まっていくことによって、企業の社会的貢献が自然発生的に、彼らの考え方の中に造成されてこなければおかしいと思います。

水というのは生活用水に使っている人と、その水をくんでいる人と売る人は違うと思います。そういう分類から考えても、この問題については、挫折することなく、地方分権化が進んでいく地方自治体の姿勢として、やはり県民運動として取り組んでいく必要があると思っています。

たとえ3百円でも、たとえ5百円でも、とにかく私たちがまず山を愛し、森林を愛し、緑を愛する県民運動によって、その恩恵を受けるミネラルウォーターの業者が、この山梨県から水をくませてもらっていることに対して何らかの税を納めなければ申しわけないという思想を彼らに教えていく取り組みがとても大事だと思います。そういうことを挫折することなく、私は、果敢に、挫折することなく、将来、ミネラルウォーター税に結びつけていけるような県民運動の取り組みをほんとうにやっていただきたいと思っています。

今、ここに決算特別委員会が設置され、例えば、18年度の一例の恩賜県有財産特別会計の調定額を見ても、使用料及び手数料で18億7千万円です。しかも財産収入が27億5千万円しかありません。80何億円の調定額に対して、山からの収入が半分しかなく、あとは県支出金、県債、そして、繰入金等々で賄っている現状です。これだけの、全国一の恩賜県有財産を持っている本県が、山からの恩恵を財源的に得られていません。このことは私たち県民として、非常に恥ずかしく、そして、深刻に考えていかなければいけないと思っています。

やはり、森林環境部に所属している皆さん方が、このことについて、そんな消極的な取り組みではだめです。そのことによって、売る水をとっている皆さん方が、社会貢献をしなければ申しわけない、税を納めさせてもらわなければ申しわけないという思想に結びつけていく努力をしていくべきだと思っていますので、考えを聞かせてください。

今村森林環境部長

先ほどの山下議員からもお話があり、本会議で私からも、引き続き、森林環境税については研究させていただくと答弁させていただいていますが、おっしゃるとおり、森林の恩恵は県民等しく受けている部分もある中で、ミネラルウォーターについて税の論議があるわけですが、公平性などの論議の中で、6月議会の段階では、当面は検討しない形になっています。

こういう中で、県民個人個人に負担を求めるケースと、ミネラルウォーター税は性格が違うと思っています。他県においても、整備の財源について、

それをすべて税で賄っているところではなく、基本的には、例えば本県で県民税を500円とすると、これは多分二、三億程度だと思います。財源としては当然足りないわけです。

いずれにしても、いわゆる財源不足という観点ではなく、前島委員のおっしゃっていることは、県民の意識高揚という意味で徴収してはどうかという受け取り方をさせていただきました。それにつきましては、本県の場合は、今、緑の基金とか、緑化のための募金について、全国的にも珍しいくらいの募金率があるため、そういった状況も踏まえる中で、今後検討させていただきたいと思います。

それから、先般立ち上げました、森づくりコミッションも、やはり企業の森づくりを促進しようという趣旨であり、また、県民運動として百万本植樹運動などをやっています。林業関係の方ばかりではなく、環境に意識がある方、太陽光などへの思いをお持ちの方に対して、山の環境づくりにも意識を回してもらおうという趣旨も踏まえて、この森づくりコミッションをつくったわけです。

こういうベースを築きながら、自主的に納税したいと言えるような形になってくればいいと思っておりますが、当面はやはり環境に対する県民の意識を高めていくことが必要ですし、特に最近は大気汚染の縮減問題が毎日のように新聞に出ているため、県民の皆様の意識もかなり上がってきている状況だと思います。こういうものを踏まえながら、また森林の整備にも目を向けていただくことにより、ひいては県民総参加の森づくりにつながると認識しています。

(県産材の振興について)

前島委員

たゆまぬ努力をしてもらいたいと思います。やはり県政に、自立した自治体としての思想をいかに作り上げるかが地方分権の流れです。そういうことについて、批判があるから、何があるからということで消極的に取り組むのではなく、できるだけ前向きに、わずかでもそういう思想を作り上げていくことが行政だし、政治の、知事さんの仕事だと思います。

次に、山の収入がない話ですが、戦後、できるだけ早い成長を求めて、県有林を中心にカラマツを植え込んできました。東北のほうでカラマツの画期的な開発をしたところもありますが、伐期を迎えて最盛期に入っているカラマツの活用、販路に悩んでいたり、製品化についても苦労されています。

今、山梨県の山にかかわる業者の状態を見て、例えば、製材業一つを見ても、製材所は数えるくらいしかなく、製材所が全然成り立たずに、家内工業的な、親子でやっているような製材所になっています。しかも、製材所がほとんどないということは、いかに山梨の木が売れないか、加工できないかという状況の証左だと思います。

この問題を含めて、カラマツを軸に、ほんとうは木造建築ではその地域の風雪に耐えた木を使うのが昔から最もいい建築だと言われているのです。そういうことを考えたときに、やはり山梨の山林からつくられた材料を山梨県の人たちが住宅に使えない現状です。これらについても、カラマツ問題を含めて、今、森林環境部ではどんな課題として取り組んでいるのかお聞きします。

馬場林業振興課長

県内の林業の問題ですが、まずカラマツについては、かなり苦戦した時代もありましたが、現在、ロシアの材が関税引き上げ等々の問題もあって、あるいは、中国に非常に需要が大きく出てきたということがあって、日本に入

りにくくなっており、国産カラマツは今、非常に注目を浴びています。また、針葉樹合板の国産材の利用が伸びており、カラマツはかなり引く手あまたの状況で、値段的な問題はありますが、切れれば売れるという状況です。例えば、中央拠点に集成材工場がありますが、そこにおいても、県産材を確保するのが結構大変な状況です。

この状況がどこまで続くかわかりませんが、山梨県だけでは量的に限りがありますので、今年度の県産材マーケット開拓総合対策事業で、長野県等の他県も含めて、カラマツはどういう体制をとったらいいのか、どう加工拠点をつくっていったらいいのかということ、近隣の各県とも協働し、相談しながら使っていこうと考えています。

また、県産材の県内での利用については、価格的に県産材が高いわけではありませんので、やはり県民の皆様にも県産材について知っていただくことが一番重要だと考えています。本日も、10月8日が「木の日」ですので、朝方、我々も駅前に出て、県産材の簡単なコースターとパンフレットを配って、県産材の紹介をさせていただきました。

また、住宅材については、柱材を使っていただく場合には、一部を県で負担をさせていただき施策も講じて、とにかく県産材を知っていただいて、使っていただくという取り組みをしていますが、正直なところ、今年もあまり申し込みがない状況がありますので、さらに知っていただく取り組みをしながら、県産材の振興に努めていきたいと考えています。

その他

- ・ 委員長報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査は来たる11月7日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 8月28日から8月30日に実施した県外調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 保延 実